

(5) 原子力災害発生時の対応～児童生徒在校時～

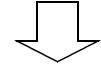
原子力災害発生

※ 原子力災害発生時の対応については、原子力災害対策特別措置法及び福島県地域防災計画原子力災害対策編に基づき実施することになる。

国、県及び関係市町村等が災害対策本部等を設置。また、現地対策本部が緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）内に設置され、国、県、関係市町村、事業者及び防災関係機関の職員が一体となって災害対策にあたる。

(県・市町村災害対策本部から指示・伝達)

※ いわき市は、災害対策本部を設置する可能性がある。



全面緊急事態宣言発出後の対応

発出基準

全非常用炉心冷却装置の注水不能
全非常用直流電源の喪失
炉心の損傷発生を示す原子炉格納
容器内の放射線量の検知 など

	放射性物質放出前	放射性物質放出後
予防的防護措置を準備する区域：PAZ Precautionary Action Zone 施設から半径約 5 km 圏内	<p style="text-align: center;">避 難</p>	
緊急時防護措置を準備する区域：UPZ Urgent Protective action Planning Zone いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の各市町村全域	<p style="text-align: center;">屋内退避</p>	<p>緊急時モニタリングにより測定した空間放射線量率 実測値をもとに範囲を定め、避難等の指示</p> <p style="text-align: right;">→</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">空間放射線量率が 1 時間あたり $500 \mu\text{Sv}$ 以上 避 難（数時間以内）</p> <p style="text-align: right;">→</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">空間放射線量率が 1 時間あたり $20 \mu\text{Sv}$ 以上 $500 \mu\text{Sv}$ 未満 一時移転（1週間以内）</p>

初期対応 	<p>1 校長：児童生徒に校舎内待機を指示し、市町村対策本部に対応を確認 </p> <p>1 校長：市対策本部の指示を職員に周知 2 担任等：保護者への連絡</p>
「屋内退避」 指示が出た場合  引渡し	<p>1 校長：職員に業務を指示（2～5） 2 小中教頭：時系列に記録、重要書類の保管と搬出書類の準備 3 各担任：児童生徒の教室内退避と安全指導 4 小中保健主事：児童生徒の健康観察状況の集約と救護 </p> <p>1 校長：市対策本部に対応を確認し、職員に周知 2 担任等：保護者への連絡、保護者へ児童生徒の引渡し</p>
「避 難」 指示が出た場合  引渡し	<p>1 校長：職員に業務を指示（2～6） 2 小中教頭：施錠確認、重要書類の保管と搬出 3 各担任：児童生徒の誘導順序を確認し、移動用車両へ誘導 4 小中保健主事：児童生徒の健康観察状況の集約と救護 5 担任外：児童生徒の誘導補助 </p> <p>1 校長：市対策本部に対応を確認し、職員に周知 2 担任等：保護者への連絡、保護者へ児童生徒の引渡し</p>
「一時移転」 指示が出た場合	<p>1 校長：職員に業務を指示（2～6） 2 小中教頭：施錠確認、重要書類の保管と搬出 3 担任等：児童生徒の一時移転先の確認</p>

原子力災害発生時の避難計画

- (ア) 避難実施責任者
校長
- (イ) 避難の順位
児童生徒 → 教職員
- (ウ) 避難誘導責任者及び補助者
避難誘導責任者：小中教頭
補助者：各学級担任、副担任
- (エ) 避難誘導の要領及び措置
「(5)原子力災害発生時の対応」による
- (オ) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
 - 避難場所：市対策本部の指示による。緊急を要する場合は校舎内の金属製の扉や壁等、少しでも放射線を遮蔽できる場所に一時的に避難誘導する
 - 経路：市対策本部の指示による
 - 時期：市対策本部の指示による
 - 指示伝達方法：避難実施責任者→避難誘導責任者→学級担任、副担任
- (カ) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
市対策本部の指示による
- (キ) 避難者の確認方法
学級担任が保護者、小中教頭が関係機関と連絡→避難実施責任者へ報告
- (ク) 児童、生徒等の保護者等への引渡方法
「緊急連絡用（引渡し）カード」の利用
- (ケ) 通学時に災害が発生した場合の避難方法
避難実施責任者の指示を受け、保護者と連絡を取りながら、小中教頭や学級担任が中心となって、通学路周辺にいる児童生徒を自宅へ送り届ける

※福島県地域防災計画原子力災害対策編において、児童生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、地域の特性を考慮した上で、学校の実態に即した適切な避難対策をたてることとされている。